二一〇　租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件　三〇142　三〇五

二一一　登録免許税法別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で同項の第一欄の財務大臣が指定するもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で同項の第三欄の財務大臣が指定するもの並びに同条に規定する財務大臣が指定する者を指定する件の一部を改正する件　三〇142　三〇六

二一二　関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件の一部を改正する件　三〇143　一四

○財務省、農林水産省

一三　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇四

○財務省、農林水産省、経済産業省

七　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第五条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　三118　二

八　株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件の一部を改正する告示　二九139　五五

三　我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針　二九139　五五

○国　税　庁

一五　青森県及び茨城県における国税に関する申告期限等を指定する件　三　八

一六　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十二条第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件　三　八

一七　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　一五　四

一八　国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　二三　三

一九　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　二七　二

二〇　〃　三〇　六

○文部科学省

九三　科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件　二　三

九四　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一六　四

九五　文化財を重要文化財に指定する件　二〇129　二

九六　重要文化財の指定を解除する件　二〇129　五

九七　伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件　二〇129　五

九八　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　二七136　五

一〇〇　有形文化財を重要有形文化財に指定する件　二七136　五

一〇一　重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　二七136　九

一一三　重要文化財の員数を改める件　二七136　一二

一一四　有形文化財を登録有形文化財に登録する件　二七136　一三

一一五　重要文化財の管理団体の指定を解除する件　二〇129　六

三七　重要文化財を管理すべき団体を指定する件　八　五

三八　著作権に関する講習会の件　二二132　八

三九　著作者の実名登録の件　二三　三

四〇　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　二七136　一四

四一　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　二八　三

○厚生労働省

一七五　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一四

一七六　薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件　一四

一七七　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　一五

一七八　薬事法施行規則第十二条第一項の登録をした旨を公示する件　三九